

人吉市農業委員会定例総会
(第8回)

令和6年8月26日

人吉市農業委員会

人吉市農業委員会定例総会会議録

令和6年8月26日

人吉市役所 2階 202会議室

議事日程

- 日程第 1 議第 40 号 農地法第3条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 2 議第 41 号 農地法第4条の許可申請に対する意見の決定について
日程第 3 議第 42 号 農地法第4条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 4 議第 43 号 農地法第5条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 5 議第 44 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4
年法律第56号）附則第5条第1項の規定に基づく農業委
員会の意見決定について
日程第 6 議第 45 号 非農地証明願について

○ 出席農業委員（10名）

会 長	10番	上 野 博 司
会長職務代理者	9番	林 主 一
委 員	1番	向 岩 敏 雄
同	2番	中 嶽 修 平
同	3番	原 口 政 廣
同	4番	刈 上 澄 雄
同	5番	竹 下 豊
同	6番	簗 田 秀 彦
同	7番	永 田 正 輝
同	8番	宮 崎 右 男

○ 出席推進委員（15名）

委 員	11番	牛 塚 敬 一 郎
同	12番	西 門 泰 人
同	13番	段 村 洋 一
同	14番	山 本 雄 二
同	15番	竹 田 博

同	16番	有瀬英憲
同	17番	中村郁子
同	18番	椎葉徹
同	19番	元田和弘
同	20番	赤池親
同	21番	迫田公江
同	22番	仲村建彦
同	23番	北山加一郎
同	24番	東悟
同	25番	東照

議事録署名農業委員 6番 簗田秀彦
 議事録署名推進委員 23番 北山加一郎

職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

局	長	鳥越輝喜
係	長	豊永英紀
主	任	湊田奈緒美

開会 9 : 30

- （議長）おはようございます。本日の会議は、出席委員が定足数に達しておりますので、成立いたしました。ただ今から令和6年第8回人吉市農業委員会総会を開会いたします。議事録署名委員に6番委員、23番委員を指名します。
 本日の議事日程の朗読を行います。事務局長お願いします。

- （事務局長）議事日程 朗読

- （議長）日程第1・議第40号を議題といたします。事務局係長お願いします。

- （事務局係長）日程第1・議第40号 朗読

- （議長）1番から3番について5番委員の調査報告をお願いします。

- （5番委員）おはようございます。議第40号、農地法第3条の許可申請に対する1番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目

は畑で農振区分は農用外です。面積は1筆で369㎡。権利種別は3条の有償移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請事由として譲渡人の農業経営の廃止、譲受人の農業経営の開始であります。この農地は将来的に住宅建設のため転用許可が下りている農地ですが、目的が達成されないまま、地目が畑となっております。今回、譲受人が3条申請し、農地を取得したいということで譲渡人が5条の目的を達成出来なかった理由書を添えて申請があったものです。なお、譲渡人と譲受人は義理の兄弟関係になります。場所はタブレットの位置図をご覧ください。申請地は譲受人の住宅の西側に隣接しており、これまで実質的に譲受人が申請地の管理を担っております。次に調査書をご覧ください。調査書の1番、4番、6番は該当しません。よって、総合判断として許可相当と判断をいたしました。

続きまして、議第40号、農地法第3条の許可申請に対する2番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、農振区分は農用内、面積は3筆で6,279㎡。権利種別は3条の有償移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請事由は譲渡人の農業経営の廃止、譲受人の農業経営の開始で新規就農者にあたります。譲渡人は体調が優れず、後継者も居ないことからこの機会に所有権の移転をしたいという旨の申し添えがございました。譲受人の農業機械は譲渡人から借用して水稻栽培をしたいということでございます。場所はタブレットの位置図をご覧ください。現在は稲を植えられている状態であります。次に調査書をご覧ください。調査書の1番、4番、6番は該当しません。よって、総合判断として許可相当と判断をいたしました。

続きまして、議第40号、農地法第3条の許可申請に対する3番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、現況は畑で農振区分は農用外です。面積は1筆で495㎡。権利種別は3条の有償移転でございます。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請事由は譲渡人の農業経営の縮小、譲受人の農業経営の拡大です。申請地は土壌も良好で家庭菜園を計画されているようです。場所はタブレットの位置図をご覧ください。後に議第43号の1番で報告する申請地の南側に隣接いたします。調査書をご覧ください。調査書の1番、4番、6番は該当しません。よって、総合判断として許可相当と判断をいたしましたので、ご審議の方よろしく願いいたします。以上です。

○（議長）ありがとうございました。1番の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。
2番の報告について質疑はありませんか。
- (8番委員) 譲受人の職業は会社役員で農業経営の開始とのことですが、農業機械はどうなっているのでしょうか。
- (5番委員) 譲渡人と譲受人は知り合いの関係になりまして、以前からよく知っている仲とのこと。機械につきましては、譲渡人が持っている農業機械を借りて水稻の栽培をやってみたいということでございます。
- (8番委員) 譲受人は市外に住んでおられるようですが、距離的にかなり離れていて機械を運ぶのも大変なのではないかと思いました。
- (5番委員) 譲渡人から農業についてのアドバイスや手伝いもやっていきたいと言われていました。
- (8番委員) 分かりました。
- (議長) よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- (議長) 質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。
3番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- (議長) 質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況について)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって3番は原案可決いたしました。
4番について4番委員の調査報告をお願いします。

- (4番委員) 議第40号、農地法第3条の4番について報告いたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田と畑、田が2,077㎡、畑が2,536㎡です。農振区分は農用外です。3条の有償移転になります。申請の事由としては譲渡人の農業経営の縮小、譲受人の農業経営の拡大です。ここは元々譲渡人が持っておられた土地で今回、譲ってもらって耕作を再開したいということでした。譲受人のご年齢が80歳ということで私も心配をして聞いてみましたが「シルバー人材でも働いているし、まだまだ現役でやれる」とおっしゃられていました。また、現地を確認しましたが、自宅の前も他の農地も除草しており、かなり意気込んでおられる印象でした。タブレットの位置図をご覧ください。何か所かに分かれておりますが、元々持っていらっしゃった土地なので、問題ないと思います。次に調査書をご覧ください。調査書の1番、4番、6番はいずれも該当しないと判断をいたしました。ご審議の方よろしく願いいたします。

- (議長) ありがとうございます。4番について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- (議長) 質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって4番は原案可決いたしました。
5番について3番委員の調査報告をお願いします。

- (5番委員) おはようございます。それでは、議第40号、農地法第3条の許可申請に対する5番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、農振区分は農用内で面積は2筆合わせて1,696㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。譲渡人の農業経営の縮小、譲受人の農業経営の拡大

となっております。また、有償移転であります。位置図をご覧ください。下田代町に養鶏場がありますが、その北側に約100mに位置します。この農地は道が狭く、トラクター等が進入不可能な農地であります。またもう一筆は、養鶏場の東側に位置しまして、谷間になっております。水引が悪く、湿地状態になっている農地であります。従いまして、昨年の利用状況調査でA判定とした農地でもあります。調査書をご覧ください。調査書の1番、4番、6番は該当しないと判断をいたしました。ご審議の方よろしく願いいたします。

○（議長）ありがとうございました。5番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって5番は原案可決いたしました。

日程第2・議第41号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第2・議第41号 朗読

○（議長）1番について4番委員の調査報告をお願いします。

○（4番委員）議第41号、農地法第4条の1番について報告いたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑と田、農振区分は農用外です。面積は田が1,011㎡、畑が3,081㎡です。申請人は記載のとおりです。ここは先月の総会で非農地証明願が審議をしていただきましたが、違反転用でしたので、今回、正式に転用申請をされました。始末書も提出されています。始末書を読み上げます。父は40年前に認識不足により、許可なく当該申請地に植林をしたことをお詫び申し上げます。今後は農地法を遵守し、手続きを行い、許可後に転用をするとのことです。位置図をご覧ください。申請地は山の中の行き止まりの場所で現場を見たところ20年から30年ほど経った木がありました。始末書にもあったとおり、お父さんが植えられたとのことです。次に実質審査表をご覧ください。一般基準の1番、3番、6番、8番は適当と判断をし、許可相当と判断をいたしました。ご審議の方よろしく願いいたします。

- （議長）ありがとうございました。1 番の報告について質疑はありませんか。
- （6 番委員）先ほど調査の内容について報告がありましたが、意見の決定ということですが、これで許可ということになるのでしょうか。
- （事務局係長）転用面積が 3, 0 0 0 m²を超えたときには県の常設審議委員会に諮らなければなりません。今回、4, 0 9 2 m²ということなので、ここで意見を決定して県の常設審議委員会に来月、持って行って許可はその後、人吉市の方から出すという形になります。3, 0 0 0 m²を超える分に関しては全て意見の決定ということで、今まで諮らせてもらっています。

- （議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1 番は原案可決いたしました。
日程第3・議第42号を議題といたします。事務局係長お願いします。

- （事務局係長）日程第3・議第42号 朗読

- （議長）1 番について6 番委員の調査報告をお願いします。

- （6 番委員）おはようございます。議第42号、農地法第4条の許可申請に対する1 番の調査報告を行います。まずは議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、面積は1 筆で5 4 m²です。申請人は記載のとおりで転用目的は宅地の拡張となっております。申請地は申請人の宅地の横にありまして、現在、庭木が植栽されており、違反転用で始末書も出ております。昨年の農地利用状況調査でも違反転用として判定した農地でございます。農地の区分は第3種農地で都市計画用途指定区域内でございます。申請地は位置図をご覧ください。次に実質審査表をご覧ください。立地基準は記載のとおりで農地の区分と転用目的については、申請地は第3種農

地であり、転用は許可することができとなっております。一般基準として1番、3番、6番、8番は適当と判断をいたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしました。ご審議の方よろしく願いいたします。

- （議長）ありがとうございました。1番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。

日程第4・議第43号を議題といたします。事務局係長お願いします。

- （事務局係長）日程第4・議第43号 朗読

- （議長）1番から3番について5番委員の調査報告をお願いします。

- （5番委員）議第43号、農地法第5条の許可申請に対する1番の報告をいたします。

議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、現況は畑になっております。農振区分は農用外、面積は1筆で378㎡です。権利種別は所有権移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的は個人住宅の建設です。着工及び完了は記載のとおりです。場所はタブレットの位置図をご覧ください。申請地は第1種農地であるが、集落と接続しており、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ないと認められます。汚水、生活雑排水は申請地の西側道路の埋設の本管に接続し、雨水等は基本的に自然浸透して敷地内に集水桝を数か所設置するとのことでした。次に実質審査表をご覧ください。一般基準は1番、3番、6番、8番は適当と判断をいたしました。よって、総合判断といたしまして立地基準及び一般基準により、許可相当と判断されます。

引き続き、議第43号、農地法第5条の許可申請に対する2番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、農振区分は農用外、面積は1筆で306㎡です。権利種別は所有権移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的は資材置場です。着工及び完了は記載のとおりです。場

所はタブレットの位置図をご覧ください。土地の選定理由といたしまして、申請地は現在、耕作放棄地となっているため、資材置場としての利便性を考慮し、選定されたということでございます。雨水等は自然浸透により対処できるということです。申請地は第3種農地で都市計画用途指定区域内です。都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であるため、第3種農地の転用は許可することができますとなっております。次に実質審査表をご覧ください。一般基準は1番、3番、6番、8番は適当と判断をいたしました。よって総合判断として、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしました。

次に議第43号、農地法第5条の許可申請に対する3番の報告をいたします。議案書をご覧ください。2番と関連しているところがございます。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、農振区分は農用外、面積は1筆で533㎡です。権利種別は所有権移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的は資材置場です。以下、2番と関連した内容の案件となっております。場所はタブレットの位置図2番に隣接した土地でございます。実質審査表をご覧ください。一般基準の1番、3番、6番、8番は適当と判断いたしました。よって総合判断として、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしました。ご審議の方どうぞよろしくお願いいたします。

○（議長）ありがとうございました。1番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。

2番の報告について質疑はありませんか。

○（16番委員）譲受人は建設業の方ですか。

○（5番委員）申請は個人で出ておりますが、建設会社の方です。

○（事務局 刈田主任）個人で転用されますが、譲受人は建設業の会社を営まれていて、人吉市のほうにも営業所があるということで、会社として利用するということをおつ

ております。ちなみに申請地の横もすでにその会社が取得されていて、入り口等もそこから市道に面したところから入るということです。以上です。

○（議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。

3番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって3番は原案可決いたしました。

4番から5番について6番委員の調査報告をお願いします。

○（6番委員）議第43号、農地法第5条の許可申請に対する4番の調査報告を行います。まずは、議案書をご覧ください。地目は田、面積は1筆で298㎡です。農用外で所有権移転となっております。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的は個人住宅の建設です。農地の区分は第3種農地で都市計画用途指定区域内となっております。着工と完了は記載のとおりです。給水については、市の上水道を利用するということで、生活雑排水、汚水についても市の下水道に接続するとなっております。また、雨水については自然地下浸透といたしまして、敷地内数か所に集水桝を設置して処理をするとなっております。地目は田でございますが、数十年、水田としての利活用はされておらず、水利組合との関係についても現在は除外をされております。申請地は位置図をご覧ください。次に実質審査表をご覧ください。立地基準は記載のとおりです。農地の区分と転用目的については、申請地は第3種農地であり、転用は許可

することができますとなっております。一般基準としまして、1番、3番、6番、8番は適当と判断をいたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしました。ご審議の方よろしく願いいたします。

続きまして、議第43号、農地法第5条の許可申請に対する5番の調査報告を行います。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、面積は1筆で572㎡です。農振区分は農用外で所有権移転となっております。譲渡人、譲受人は記載のとおりで転用目的は駐車場の建設です。申請地の隣は昨年、9月25日の総会におきまして、5条の許可を受けています。既に駐車場として造成が済んでおりますが、湿田であったため、地盤沈下がございまして駐車場としても利活用はされております。今回の農地を含め再度、造成工事をされるということでございます。なお、申請地は畑でありまして、すでにクヌギが植栽されております。既に十数年以上経過しておりまして、大木と言いますかシイタケの原木以上の大きさにはなっております。これは違反転用のため始末書が出ております。また、賃貸駐車場として48台分のスペースを建設されますが、子会社の従業員が31名、会社の保有台数が10台、合計41台以上の駐車スペースを確保したいということで今回の申請に至っております。雨水については自然浸透にて処理をされるということです。農地の区分は第2種農地で都市計画用途指定区域外となっております。着工と完了は記載のとおりです。申請地は位置図をご覧ください。次に実質審査表をご覧ください。立地基準は記載のとおりです。農地の区分と転用目的は、申請地は第2種農地であるが、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ないとしております。一般基準でございますが、1番、3番、6番、8番は適当と判断をいたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしました。ご審議の方よろしく願いいたします。

○（議長）ありがとうございます。4番の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況をみて）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって4番は原案可決いたしました。
5番の報告について質疑はありませんか。

- （１６番委員）譲受人の会社は何をされている会社なのでしょうか。
- （６番委員）譲受人の子会社が七地町にあります。
- （事務局 湊田主任）近くにある会社になります。履歴事項全部証明書を確認しましたが、医療コンサルタント業務や治験業務、医療機器販売及び貸与業務をやっている会社になります。以上です。
- （議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって５番は原案可決いたしました。
日程第５・議第４４号を議題といたします。事務局係長お願いします。
- （事務局係長）日程第５・議第４４号 朗読
- （議長）それでは事務局の説明をお願いします。
- （事務局 湊田主任）お手元の資料をご覧ください。令和６年８月１６日付けで人吉市長から農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第５条第１項の規定による農用地利用集積計画（案）についての意見決定を求められております。
まず、１ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表になります。左側の今回について、利用権設定の「田」が２７,３０４㎡、「畑」が４,１７９㎡、合計の３１,４８３㎡あがってきております。一番下の所有権移転の「田」は９９１㎡、「畑」は０㎡、合計の９９１㎡ございました。次に右側の本年累計は記載のとおりです。
次に２ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表（所有権移転関係）になります。公社買入が０件、公社売渡が１件、計の１件でございます。
次に３ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表になります。今回、新規が４件、再設定が３件、合計の７件あがってきております。いずれの案件も、それぞれの

地区の担当委員さんに調査、確認をしていただいております。

次に４ページをご覧ください。中間管理機構分の利用権設定等状況一覧表になります。農地中間管理機構が行う利用権設定については、集積計画と配分計画の一括方式での取り扱いとなり、独立して一覧表を作成しております。「田」が１８，７７６㎡、「畑」が１，７７８㎡、合計の２０，５５４㎡あがってきております。以上、報告を終わります。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、これから配布してあります案件調査表に目を通す時間を５分間ほどとります。１０時２５分まで各自で審査をお願いします。

（ 各自審査 ）

○（議長）時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。

○（２４番委員）４番についてです。耕作される方がご高齢ですが、存続期間が１０年となっております。耕作は大丈夫でしょうか。

○（事務局係長）事務局もそういうのがあって、調べたところ、世帯員が男性２人、女性１人ということで、女性の方は娘さんと男性のもう１人はお孫さんということで、代表でこの方が申し出をされました。世帯員の娘さんとお孫さんにお手伝いをしてもらいながらするというので耕作できるということで今回、受付をしております。

○（議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

貸借設定について原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

日程第 6・議第 45 号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長） 日程第 6・議第 45 号 朗読

○（議長） 1 番について 25 番委員の調査報告をお願いします。

○（25 番委員） おはようございます。議第 45 号の 1 番について調査報告をいたします。
総会議案書 8 ページをご覧ください。非農地証明の願出人、土地の所在、地目等はそれぞれ記載のとおりでございます。令和 6 年 8 月 1 日の午前 9 時から 3 番委員、事務局、私の 3 名で現地を調査しました。この農地は国道 221 号線沿いのこども園の角を右折して市道に入り、さらに左折して 180m ほど行って右折して道なりに曲がった先にあります。付近は集団化した非農地が広がっておりますが、孟宗竹が台風の影響か何かで 200 本近く横や斜めに倒れており、この農地へと通じる道は塞がれており、通行不能となっております。この農地の隣は令和 6 年 2 月に非農地証明願が提出され、調査の結果、非農地としております。また、下田代町字千椿側からの農道から見ても辺りは竹や杉が生い茂っております。農地に復元出来ることは非常に難しいと判断いたしました。よって、協議した結果、非農地証明書の交付については、適当と判断いたします。ご審議の方よろしくをお願いします。

○（議長） ありがとうございます。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長） 質疑もないようですので、採決いたします。

1 番について異議なしの方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長） 挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

2 番から 3 番について 21 番委員の調査報告をお願いします。

○（21 番委員） おはようございます。議第 45 号の非農地証明願の 2 番について調査報告をいたします。総会議案書の 8 ページをご覧ください。非農地証明の願出人、土地の所在、地目、面積、所有者は記載のとおりでございます。令和 6 年 8 月 9 日の午前 9 時から私と永田委員、事務局と現地調査を行いました。申請地は県道 17 号線と市営与内山団地の間にある住宅地の中に位置する農地です。現地を確認したところ、申請地の西

側は里道、東側と北側は宅地に囲まれており、南側は願出人が相続した宅地となっておりますが、もう既に建物は取り壊され、空き地となっております。申請地は石積みの上にあります、その石積みの高低差は2 m以上あり、里道側は1 mございました。他の進入路はございません。また、石積みの南側は膨らみ、奥の一部は崩壊しております。申請地には雑木は確認できませんでしたが、雑草等が生い茂っております。以上のことから協議をしました結果、申請地は進入路もなく農地への復元は不可能であります。また、周囲は宅地に囲まれており、非農地証明基準の3のイに該当します。よって、非農地証明願の発行については適当と判断をいたしました。ご審議の方よろしく願います。

続きまして、議第45号の非農地証明願の3番の(1)と(2)について調査報告をいたします。総会議案書の8ページをご覧ください。非農地証明の願出人、土地の所在、地目、面積、所有者は記載のとおりでございます。これについても令和6年8月9日に私と永田委員、事務局と現地調査を行いました。申請地は人吉市と山江村の境界に位置する農地です。申請地は道路に面しておらず、道路側の宅地から水路を通らなければなりません。現地確認を行ったところ(1)番の北側と西側は宅地、東側は田、南側は水路に囲まれております。(2)番は北側と西側、東側は水路、南側は宅地と田に囲まれております。申請地は雑草や雑木、竹が生えており、長年草払い等されておらず、荒れております。また、湿田であります。以上のことから協議をしました結果、申請地は進入路もなく農作業機械も進入不可であるため農地への復元は不可能であります。よって非農地証明願の発行については非農地証明基準の3のアに該当すると判断をし、適当と判断をいたしました。以上、報告をいたします。

○(議長) ありがとうございます。2番について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○(議長) 質疑もないようですので、採決いたします。

2番について異議なしの方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

○(議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

続きまして3番の(1)について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

3番の（1）について異議なしの方の挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

3番の（2）について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

3番の（1）について異議なしの方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）異議なしと認めました。

これで本日の議事は全部終了いたしました。

これにて令和6年第8回人吉市農業委員会総会を閉会します。

（ 10時30分 終了 ）

人吉市農業委員会規則第16条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市農業委員会会長

署名農業委員

署名推進委員